



ホームページ

Twitter

JTSU-B  
申2号労働協約の遵守を  
求める申し入れ

団体交渉～回答を受け議論～

組合掲示板を早急に設置すること。また、設置箇所については労使で真摯に議論を行い、組合活動に必要な情報宣伝活動ができるよう、設置希望箇所に設置すること。

【回答】 協約に基づき適切に取り扱う。便宜供与については 2018 年に JR 東日本が定めているものを基準として作成し、2019 年 3 月に会社側から通達したものと同じである。昨日 各職場の現場長へ「掲示板設置許可証」を本社より送付した。届き次

第、設置場所に関しての話があるので宜しくお願ひしたい。問題が無ければ多くの職場が求めている場所に設置することになるが、業務掲示板としての使用、建て替え等の場合は別途相談させてもらう。なお組合掲示板については他労組などと集約して設置し、不利益になることは当然だがやらない。 サイズに関しては各職場の組合員数に応じて、それに適用する物を用意。組合員数の把握については賃金控除依頼書の提出枚数による。

会議室の貸し出しを申し出た際には、会社施設の会議室の一時使用を速やかに許可すること。

【回答】 こちらも従来通り、原則に則り取り扱う。なお、管理者不在の日であったり、会社が業務等で使用している日で あったりすると、貸し出しを断る場合もあることは理解して貰いたい。

「賃金控除に関する協定」に基づき、控除手続きをスケジュール通りに遅滞なく開始すること。また職場において管理者から「賃金控除依頼書」の受け取りや提出の際に「支配介入」「不当労働行為」に該当するような言動 は謹むよう、周知徹底すること。

【回答】 協定に基づき行う。給与控除の準備は整っているので、原則通り 8 月 25 日までに賃金控除依頼書を提出して頂いた方については、9 月 25 日分の給与より各種控除を開始する。 賃金控除依頼書の取り扱い者については賃金に関する書類なので、誰でも取り扱えるということにはしたくない。トラブルを事前に防ぐ為にも取り扱い者を限定したい考えを理解して貰いたい。ただし職場によっては現場長しか取り扱い者がおらず、昨今の出勤状況ではなかなか会うのが難しいなどの声もあるので、出来る限り、調整する様にはする。今後取り扱うことになる出向社員の控除に関しては、担当者同士で認識を合わせていく。

## ～組合掲示板についての確認事項～

- ★8月27日「掲示場の指定書」を発行し、各職場へ送付済
- ★問題がなければ希望箇所に設置（それ以外の場合は別途相談）
- ★不利益になるようなことは行わない
- ★サイズに関しては組合員数に応じて、適用するものを用意

## ～賃金控除についての確認事項～

- ★9月25日分の給与より各種控除を開始
- ★賃金控除依頼書の取り扱い者を限定しているが、昨今の出勤状況を踏まえた出来る限りの調整をおこなう
- ★JR 東日本からの出向者の控除について、担当者同士で認識を合わせていく



組合掲示板を最大限活用し  
情報・宣伝活動を強化しよう！

申し入れから半年間、職場から  
たたかいを積み重ねて設置！！